

スーパー定期＜単利型＞

(2021年10月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	●自由金利型定期預金M型＜単利型＞ (愛称:預入金額300万円未満…スーパー定期 預入金額300万円以上…スーパー定期300)
2. 販売対象	●法人および個人
3. 期間	●定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ●満期日指定方式 1か月超5年未満 ●定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	●一括預入 ●1円以上 ●1円単位
5. 払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	●預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ●預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の一年前の応答日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第 4 位以下切捨て)により計算します。 ●付利単位を 1円とした 1 年を365 日とする日割計算とします。
7. 利子課税	●個人の場合は2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加的に課税され、源泉徴収率は20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ●法人の場合は2016年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加的に課税され、源泉徴収率は15.315%(国税のみ)となります。 ●個人のものはマル優の取扱いができます。
8. 手数料	—
9. 中途解約時の 取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。 (1)1か月、3か月、6か月、1年、2年ものの定型方式および1か月超3年未満の満期日指定方式 A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% C 預入期間が1年以上3年未満の場合 約定利率×70% (2)3年ものの定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式 A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% C 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% D 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% E 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% F 預入期間が2年6か月以上4年未満の場合 約定利率×90% (3)4年ものの定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式 A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×10% C 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×20% D 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×30% E 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×40% F 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×40% G 預入期間が3年以上5年未満の場合 約定利率×70% (4)5年ものの定型方式 A 預入期間が6か月未満の場合解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×10%

	C 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×20% D 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×20% E 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×30% F 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×30% G 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×50% H 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×70%
10. 満期日以後の利息	●満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
11. 金利情報の入手方法	●最新の店頭表示金利については店頭またはホームページ等でご確認ください。
12. 付加できる特約事項	●個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.500%を上乗せした利率。)
13. 預金保険の適用	●預金保険制度の対象商品です。(当行に複数口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	●全国銀行協会相談室 連絡先0570-017109(※)または03-5252-3772 〔受付日:月～金曜日(祝日および銀行休業日を除く)受付時間:9:00～17:00〕 ※一般電話・公衆電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。